

令和3年度

教育行政執行方針

令和3年3月

新冠町教育委員会

I はじめに

II 基本姿勢

III 主要施策の展開

(1) 生きる力を育む学校教育の充実

- ① 確かな学力の向上
- ② 豊かな心と健やかな体の育成
- ③ 特色ある教育活動の推進
- ④ 特別支援教育の充実
- ⑤ 信頼される学校づくりの推進
- ⑥ 教育環境の整備
- ⑦ 認定こども園の教育・保育の推進

(2) ふるさとを愛し、生涯にわたり、学びあい、教えあう学習社会

- ① レ・コード館を中心とした社会教育の推進
- ② 社会体育の充実
- ③ 郷土資料館事業の充実
- ④ 図書プラザ事業の充実
- ⑤ 青少年教育の充実
- ⑥ 成人教育の充実

IV むすびに

令和3年第1回定例会の開会にあたり、令和3年度教育行政執行方針を申し上げます。

I はじめに

元号が「令和」に改まり2年が経過しました。新時代においても人口減少や少子高齢化に加え、グローバル化の進展やAI・IoT技術の革新は加速を続けており、その対応を進めているわけではありますが、加えて昨年度は、世界規模で新型コロナウイルスが蔓延し、当町の教育活動も大きな影響を受けたところであります。休業措置をはじめとした徹底した感染予防対策や事業活動の中止や縮小など、学校教育や社会教育にとっては苦難の1年であったと言えます。

激しい情勢変化への対応に加え、これまで経験したことのない感染症対策の中で実践する教育活動は大変であることにほかなりませんが、文字どおり「大変」な時だからこそ、大きく変わっていく良い機会であると考え、「これまで」の考え方や手法と決別し、「これから」を考え決断することが必要であると捉えています。

特に未来の創り手となる子どもたちが、支え合いながら生涯にわたって生き抜く力を身に付けるために、教育行政は常に将来を展望し、実践・検証・改善を繰り返し、持続可能性を追求する姿勢が必要であるとも考えます。

教育委員会は、引き続き総合教育会議を通して町長と教育に関する思いを共有し、一体感とスピード感をもって課題解決に取り組むとともに、次代を担う子どもたちが、逞しく生きぬく力を身に付け、町民の皆さんが心豊かに生きがいを感じる暮らしができるよう、生涯学習活動を推進し、活力ある地域社会の形成に努めてまいりたいと存じます。

II 基本姿勢

このような考え方に基づく基本姿勢について申し上げます。

まず、学校教育においては、本年度は新学習指導要領が中学校で導入され、小中の教育課程で全面実施となります。

新学習指導要領は、学ぶ内容や指導する内容を示すだけでなく「主体的で対話的で深い学び」という学び方を明確化し、児童生徒に必要となる資質能力の育成を目標としており、学校・家庭・地域・行政の連携した取り組みが必要と言われておりますので、目標を具現化していくために、子どもたちが「学校は楽しい」「家庭は温かい」「地域は明るい」と実感できる環境づくりを意識してまいりたいと考えます。

更に、子どもたちが主体的に判断し行動する中で、課題を解決に導く「生きる力」の育成を重点化するため、引き続き小学校から中学校の連続した学びが確かなものとなるよう、それぞれの教育課程の連携・接続を意識した施策の推進に努めてまいりたいと存じます。

また、小中学校の教育環境の改善に関しましては、昨年度策定した適正規模・適正配置基本計画の内容に沿って、地域の皆さんと協議を重ねた上で推進してまいりたいと存じます。

一方で、社会教育においては、町民の皆さんが、学びを行動につなげる活動を継続することは「豊かな心を育む」、「活動の輪を広げ支え合う」、「地域の良さを知り郷土愛を育む」という観点からも重要なことであり、このことが町づくりの大きな力となるとも考えます。

このため、変化の激しい時代にあっても、未来へ果敢に挑戦できる人材の育成を中心に、町民の皆さんが、心豊かで健康に学びの活動を展開し、その活動が町づくりに活かされるものとなるよう引き続き、「町民憲章」や「Reの精神」を意識した特徴ある事業展開に努めてまいりたいと存じます。

Ⅲ 主要施策の展開

続きまして、教育行政執行にあたりましての主要施策について申し上げます。

(1) 生きる力を育む学校教育の充実

はじめに、『生きる力を育む学校教育の充実について』であります。

新型コロナウイルス感染症の蔓延により、学校現場においては、新たな生活様式による学びを、如何にして保障するかが課題となっております。

また、児童生徒が、様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓いていくことができる資質・能力を育むために、新学習指導要領の趣旨を踏まえた教育環境の充実や施設整備のほか、幼小中の連続性を意識した一貫教育などの取組も具体化する必要があります。

こうした状況を踏まえ、義務教育課程の将来に向けた指針である「新冠町小中学校適正規模・適正配置基本計画」を推進するために、本年度において「小学校統合計画」を策定し、具体的方針をお示しした上で関係者の皆さんと協議を深めてまいりたいと考えております。

以上のことから、本年度は小学校統合計画の策定を中心に、感染症対策の徹底による教育活動の推進、新学習指導要領の円滑な実践、幼小中一貫教育についての研究4項目を重点として位置づけた上で、次の取組みを推進してまいります。

① 確かな学力の向上

1点目は、『確かな学力の向上』についてであります。

小中学校の学習活動においては、GIGAスクール構想の前倒しによ

り、ICT環境を積極的に活用し、「個別的な学び」と「協働的な学び」を充実していくことが求められております。

このため、児童生徒1人1台タブレット端末を活用した授業での実践を進めるとともに、リモート学習の環境を整えるなど、児童生徒の可能性を伸ばすための「学び方」を重視した指導方法の確立に努めてまいります。

また、「学びの質」の向上を図るために、各学校における改善プランの実践と検証を通じ、授業改善を進めるとともに、幼小中の接続を意識した交流活動を通じ、一貫教育に向けた具体的方針の検討に着手してまいります。

更に、指導主事訪問の授業参観を通じ、専門的な視点における指導助言の強化を図り、教職員の授業力の向上に努めるとともに、保護者と連携した家庭学習の習慣化をより一層推進することにより、学力の向上に資する取組を進めてまいります。

②豊かな心と健やかな体の育成

2点目は、『豊かな心と健やかな体の育成』についてであります。

児童生徒が成長過程において、自らを律し、責任感や規範意識、思いやる心と健康な体を育むことは、自己実現を目指す上で重要であります。

そのため、自らを見つめ、物事を多面的・多角的に捉え、その生き方について考えを深める学習である道徳教育の定着化と推進を図るほか、豊かな感性や情操を育む読書活動を推進してまいります。

また、いじめ・不登校等をはじめとする生徒指導上の課題については、学校組織全体で迅速な対応にあたり、定期的な情報交流により関係機関との連携体制を図り的確な対応に努めてまいります。

更に、健康な体の育成に関しましては、引き続き体力調査の分析をもとに、1校1実践による取組を行うほか、社会体育や地域の人材を活用

した体育授業についても充実を図ってまいります。

また、スマートフォン等の普及に伴う、情報モラル教育に関しては、保護者と課題の共有化を図り、ネットモラル指導の徹底を進めるほか、健康安全教育の観点から、新型コロナウイルス感染症への正しい知識と対応の強化を図るとともに、食育指導や防災教育の推進にも意を用いてまいります。

③特色ある教育活動の推進

3点目は、『特色ある教育活動の推進』についてであります。

学校での教育活動においては、児童生徒の個性を活かすことはもちろん、地域性を活かす取組が必要であり、このことがふるさとへの誇りや愛情の醸成にも繋がると考えます。

特に義務教育課程においては、連携や交流、接続を意識した一貫性ある教育活動を進める必要がありますので、小学校間での合同学習や小中間の乗り入れ授業を実施するなど、小学校間の横の連携と小中学校間の縦の接続を意識した教育活動に取り組むほか、導入から3年目となる学校運営協議会の定着化により、地域社会、地域人材を活用した新冠町ならではの特色ある教育活動を推進してまいります。

また、学校の教育活動を中心とした主権者教育の観点から、中学生と町長との懇談会を継続開催し、町づくりへの参画意識やふるさと愛を育む取組の推進を図るほか、「生きた教材」である新聞の活用実践を推進してまいります。

更に、音楽の町としての特徴である、合唱や吹奏楽活動への支援においても社会教育事業と連携した特徴ある教育活動を推進してまいります。

④特別支援教育の充実

4点目は、『特別支援教育の充実について』であります。

特別支援教育においては、児童生徒一人ひとりの状況に応じた指導内容や指導方法を工夫するとともに、幼小中の切れ目のない支援を行うことが必要です。

このため、個別の指導計画・教育支援計画など情報共有体制の円滑化を推進し、幼小中における効果的な支援を図ってまいります。

また、普通学級における困り感を抱える子どもの増加傾向に鑑み、関係機関との情報共有による早期の教育相談と支援体制の充実による継続的な教育支援を推進するとともに、教職員の研修参加を奨励し、専門的知識の向上に努めてまいります。

⑤信頼される学校づくりの推進

5点目は、『信頼される学校づくりの推進』についてであります。

学校が、未来を担う子どもたちへの教育を効果的に実践するためには、家庭や地域との連携・協力のもと、保護者や地域からの意見や要望を的確に学校運営に反映させていくことが必要です。

そのために、学校運営協議会の活動を通じ、家庭や地域が学校運営の基本方針や活動計画を共有した上で、積極的に教育活動に参画することで学校改善に繋がるよう協働体制の確立を推進してまいります。

また、地域と協働する学校運営の実現には、地域から認められる教職員の資質・能力と組織力が必要となりますので、学校長の経営ビジョンと具現化方策を明確化した上で、校内、校務組織の機能強化を図り、教職員の経営参加意識の高揚に努めることで、「地域とともにある学校」づくりを進めてまいります。

更に、小中一貫教育の推進においては、教職員の研究活動とも連携し、校種間協議を深めるとともに、教育現場での実践活動を検証した上で、具体的な構想を進めてまいります。

また、管内では近年、新任の教職員が増加傾向にありますので、人材

育成の観点から、新任者に対する指導主事の授業参観と指導助言活動を強化するとともに、研究指定校事業の活用や各種研修会の参加、公開研究会の積極的取組を促すことで教職員の資質向上を図ってまいります。

⑥教育環境の整備

6点目は、『教育環境の整備』についてであります。

本年度の学級編制における普通学級は、新冠小学校で10学級、新冠中学校で6学級と増減はありませんが、朝日小学校においては1学級増の4学級となる見込みでありまして、朝日小学校には、これまでどおり町費負担教諭2名を配置し、一部単式学級を維持しながら、5学級の複式教育を行うこととしております。

一方で、新冠小学校においては、1学級あたりの児童数が多人数化する「僅少差学級」の傾向が見られ、特に高学年の授業支援において具体的対応が必要となっております。

これら各校の学校事情に鑑み、町全体の教育体制の中で必要な対応を図ることが肝要と判断し、町費負担教諭1名の業務形態を見直し、朝日小学校での指導を維持しながら、新冠小学校の僅少差学級において、特定教科の指導を担当することで、授業改善への取組を図ってまいります。

また、老朽化が進んでおります義務教育施設につきましては、「新冠町小中学校適正規模・適正配置基本計画」を基本としながら、義務教育施設の長寿命化計画の具体化を進めてまいります。

更に、JR日高線の鉄道事業廃止により高校生の通学経費が増額負担となりますことから、新ひだか町の高等学校へ、バス定期券を利用し通学する高校生に対し、助成支援を制度化する考えでおります。

また、教職員が健康で生き生きとやりがいをもって職務に精励し、教育活動に専念できる環境の整備を進めるため、校長会をはじめ教職員と連携し、校務支援システムの導入などを含め、具体的な対策検討と実践

に努めてまいります。

⑦認定こども園の教育・保育の推進

7点目は、『認定こども園の教育・保育の推進』についてであります。

認定こども園の保育・教育活動は、生涯にわたる学びと人格形成の基礎となる力を育むものでありますので、「就学前までに、身について欲しい力」を明確化した実践が重要となります。

このため、小学校への接続を意識した実践活動の充実を図るとともに、地域や保護者との繋がりを意識した園運営を推進してまいります。

また、保育教諭の専門性を高めるために、計画的な園内外研修の充実を図り、関係機関との連携を推進することで、幼児の発達を見通した系統的な支援に向けた、教育保育活動の「質」の向上に努めてまいります。

一方で近年、低年齢児を中心に、保育を希望する入園児の増加傾向が続いておりますが、保育教諭の適正配置と環境整備を行い、安心・安全な教育保育を第一とした施設運営に心がけてまいります。

子育て支援事業については、育児不安等の相談機能の充実が必要ですので、保健・福祉行政や学校、発達支援センターなど関係機関との連携を深め、適切な支援を図ってまいります。

更に、子育て支援センターを有するこども園の機能を広範囲に活用いただくため児童館事業との連携を深め、職員交流を行うなどして、専門知識の提供や事業連携を進め、教育・保育の推進と子どもの健全育成に寄与する活動を展開してまいります。

(2) ふるさとを愛し、生涯にわたり、学びあい、教えあう学習社会

次に『ふるさとを愛し、生涯にわたり、学びあい、教えあう学習社会』についてであります。

社会教育事業の実施に際しましては、継続して社会教育施設全体の感染症予防対策を第一とし、創意工夫を凝らしながら次の施策を展開してまいります。

①レ・コード館を中心とした社会教育の推進

1点目は、『レ・コード館を中心とした社会教育の推進』についてであります。

当町の文化活動の拠点でありますレ・コード館の機能を活用し、町民の文化活動を通じた交流と発表の場を提供することで、地域全体の活性化に繋がるよう、文化協会や自主企画委員会をはじめとした各団体と連携を強化し、町民が主体的に行う文化芸術活動の支援に努めたいと存じます。

特に、音楽のまちとしての特徴を活かした楽器の体験や合唱等の音楽活動を奨励するとともに、「音楽体験・交流事業」を通じて、町民が優れた音楽文化に触れる機会を提供してまいります。

一方で、レ・コード館の機能と収集レコードの活用方法においては、これまでの町内・外でのレコードコンサートによる「聴かせる」取組に加え、レコードジャケットを展示する「見せる」取組も強化するとともに、引き続き、町部局や関係機関と連携した活用を図る考えであります。

また、社会教育施設の老朽化を踏まえ策定している、教育施設全体の長寿命化計画における「教育施設個別施設計画」に基づき具体的な改修計画の検討を進めてまいります。

更に、コミュニティ・スクール運営への係わりとして、人材バンクや関係団体の活用を紹介するなど、学校と地域のつなぎ役として積極的に係わってまいります。

現状は、コロナ禍における社会教育事業全般において、町民が集い共に活動することが制限される大変厳しい状況ではありますが、昨年度の

経験を基に、リモートを活用した研修活動や映像配信による事業提供なども積極的に取り入れてまいります。

②社会体育の充実

2点目は、『社会体育の充実』についてであります。

スポーツに親しむことは、体力の向上に留まらず、爽快感・達成感・他者との連帯感等、精神的な充足も図られ、心身両面にわたる健康の保持増進に大きな効果があるとされておりますことから、町民が生涯を通じてスポーツに親しめるよう、「見る」「する」「支える」など様々な角度からスポーツ事業の推進に努めてまいります。

そのため、スポーツ協会をはじめとする各スポーツ団体の活動を支援し、競技スポーツの推進を図るとともに、保健福祉事業と連携しながら、健康づくりを視点とした運動教室の充実に努めるほか、スポーツ推進委員と連携し、気軽に親しむことができるスポーツレクリエーションの普及促進を図るなど、個々のライフステージに応じた多様な事業を展開してまいります。

加えて近年では、生活の様式や利便性の変化に伴い、子どもの体力・運動能力の低下が懸念されておりますことから、幼児期から体を動かす楽しさを伝える「親子運動教室」事業の実施やスポーツ少年団本部及び学校教育との連携により、子どもの体力向上への取組を推進してまいりますと存じます。

③郷土資料館事業の充実

3点目は、『郷土資料館事業の充実』についてであります。

郷土資料館の役割は、先人が遺した資料を収集・整理保存し、その郷土資料をもとに「ふるさと」の自然や歴史、文化を伝承していくことにありますので、引き続き町民が親しみながら来館し、学べる機会の提供

に努めてまいります。

特に近年では、学芸員と学校教育との係わりが深まっておりますので、引き続き講師としての授業協力やパネル展の開催、「新冠百話・絵本」を活用した学習会など、学校の教育活動と連携した「ふるさと教育」の推進に努めます。

また、昨年7月に民族共生象徴空間「ウポポイ」が開業し、アイヌ文化への興味・関心が高まっていることから、「ふるさと再発見講座」を活用しアイヌ文化に理解を深める取組を推進してまいります。

更に、郷土資料館は昨年40周年を迎え、収蔵資料は多岐にわたっておりますが、特に記録物や写真などの整理保存には劣化などへの対応が必要でありますので、資料のデジタル化を進めるなど収蔵資料の適正な管理に努めてまいります。

④図書プラザ事業の充実

4点目は、『図書プラザ事業の充実』についてであります。

図書プラザは、地域の情報拠点として、適切な蔵書管理と利用しやすい施設運営に努めており、町民の学習意欲をはじめ余暇活動も支える大きな役割を担っております。

引き続き利用者ニーズに応じた幅広い世代への図書資料を充実させ、司書の専門性を活かし情報収集に関する相談に応じるレファレンスサービスにも積極的に対応してまいります。

また、開館以来、地域や施設に運行しております移動図書館車アニマル号の、活用促進への工夫や夜間開館の実施など、今後も町民の利便性を考えた取組を継続してまいります。

特に、子どもの成長に必要な不可欠とされております読書習慣の定着に向け、乳児と保護者を対象としたブックスタート事業を通じて、乳幼児期からの読書の大切さについて普及・啓発に努めるとともに、所蔵図書

を学習資料としての貸出することを中心とした学校図書室への支援・連携や読書記録手帳の普及活動をはじめ、春・秋の読書週間事業など、子どもの成長に合わせた切れ目のない読書活動の取組を推進してまいります。

⑤青少年教育の充実

5点目は、『青少年教育の充実』についてであります。

まず、児童の自主性と創造性を養い健全育成を図るため、ふるさとを感じる季節に沿った各種体験型事業を推進してまいりたいと考えており、町内の団体や事業者の協力を得ながら、田植えや酪農、漁業といったふるさとの産業体験を通じて学ぶ「自然体験教室」を実施してまいります。

また、新型コロナウイルスの感染状況から、昨年度に、中止の判断をさせていただきました「少年国内研修交流事業」につきましては、参加不能となった学年の対応を含め町部局と協議し、収束へ向かった折には再開する考えでございますが、今後の感染拡大状況を見極め、事業実施の判断をしてまいりたいと存じます。

次に、児童館機能を活用し、遊びや体験、学習支援や学童保育の要素を取り入れた当町独自の「児童館クラブ」事業につきましては、放課後や土曜日の活動場所として、引き続き多くの児童の利用がありますことから、今後も学校やこども園、地域の方と連携し、趣向を凝らした事業を展開いたしますとともに、より一層機能の充実や児童の安心安全に配慮した組織体制の強化にも努めてまいります。

また、自主的な活動により、社会教育事業をはじめとしたまちづくり事業に大きく貢献している青年団体に対しましては、その事業活動の維持向上に向け、積極的な支援を継続してまいります。

⑥成人教育の充実

6点目は、『成人教育の充実』についてであります。

常に、各年齢層における学習ニーズの把握に努め、「生涯学習講座」や「プラスワンセミナー」などの機会を通じ、町民が生活に潤いと充実を感じられるよう、趣味と教養を高めるための多様な学習機会を提供してまいります。

また、子どもが基本的な生活習慣や生活能力を身につけるなど、教育の原点とされております家庭教育に関しては、学校やPTAとの連携を図りながら、研修活動への支援を中心に、地域と家庭の教育力の向上に努めます。

更に、高齢者が様々な活動を通して教養を高め、喜びと生きがいを感じ、充実した生活をおくることを目的に開催しております、いきいき大学につきましては、引き続き学習会、見学会など趣向を凝らした事業の展開に心がけるとともに、保健福祉課の介護予防教室との連携により、効果的で参加しやすい事業展開に努めてまいります。

また、女性の視点による特色ある事業を展開しております女性コミュニティ会議に対する支援を継続し、学習意欲の充足と会員相互の理解と交流を深め、女性のまちづくりへの参画を促進してまいります。

IV むすびに

以上、令和3年度の教育行政の執行方針について申し上げます。

私たちをとりまく環境は、変化の激しい先の読めない状況に加え、コロナ禍において教育活動への影響は避けられない状況ではありますが、私たち教育行政はその活動の歩みを止めるわけにはいきません。

「教育は町づくり、人づくりの基本である」との認識のもと、冒頭で申し上げますように、大変な時期だからこそ、飛躍のため大きく変わるチャンスでもあることを念頭に、常にその活動の不易と流行を見極め、

将来に向け持続可能な教育環境を展望してまいりたいと存じます。

教育委員会は、未来を担う子どもたちが前を向いて逞しく歩みを進められるよう、その成長を支えるとともに、町民の皆さんが、生涯にわたって豊かな学びと活動を展開できますよう、本年度も職員一丸となって積極的な実践活動に取り組んでまいり所存でありますので、町議会議員の皆さま、並びに町民の皆さまのご理解あるご協力をお願い申し上げ、教育行政執行方針といたします。